

坂出市地域防災計画 参考資料

第14章 食料品等の備蓄、調達関係

1 4 - 1 災害対策用物資の備蓄状況

1 食料品等

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

	アルファ米	パン 1 個入	使い捨て食器	粉ミルク				液体 ミルク	飲料水		
				新生児 13g	アレルギー 用 850g	哺乳 ビン	使い捨て哺乳 ビン		500ml ペット	2ℓ ペット	じょうご
	食	個	セット	袋	缶	本	箱	缶	本	本	個
坂出小学校	375	108	100	20	0	2	5	0	48	24	1
坂出工業高等学校	250	108	100	20	0	2	5	0	48	18	1
坂出商業高等学校	250	72	100	20	0	2	5	0	24	18	1
附属坂出中学校	250	72	0	10	0	0	5	0	24	18	0
坂出高等学校	250	72	100	20	0	2	5	0	24	18	1
附属坂出小学校	250	72	0	10	0	0	5	0	24	18	0
坂出第一高等学校	250	72	0	20	0	0	5	0	24	18	0
中央体育館	375	108	100	20	0	2	5	0	48	18	1
市民ふれあい会館	250	108	100	20	0	2	5	0	48	18	1
坂出市立体育館	250	108	100	20	0	2	5	0	48	24	1
東部小学校	250	72	100	20	0	2	6	0	48	24	1
東部中学校	250	72	100	20	0	2	6	0	48	24	1
金山小学校	600	150	100	30	0	2	10	0	96	108	1
西庄小学校	350	108	100	20	0	2	5	0	48	54	1
林田小学校	650	150	100	30	0	2	5	0	96	102	1
加茂小学校	400	108	100	30	0	2	5	0	48	60	1
旧瀬居小学校	45	36	100	20	0	2	0	0	12	12	1
旧瀬居中学校	45	36	100	20	0	2	0	0	12	12	1
万葉会館	45	36	100	20	0	2	0	0	12	12	1
中央公民館与島分館	50	36	100	20	0	1	0	0	24	6	1
与島開発総合センター	80	36	100	20	0	1	0	0	48	66	1
旧岩黒小中学校	125	36	100	20	0	2	0	0	24	72	1
中央公民館櫃石分館	425	36	100	20	0	2	0	0	168	186	1
府中小学校	480	252	100	40	0	2	10	0	120	144	1
坂出中学校	375	144	100	30	0	2	5	0	72	66	1
川津小学校	575	180	100	30	0	2	10	0	96	108	1
白峰中学校	450	108	100	30	0	2	10	0	72	66	1
松山小学校	450	180	100	30	0	2	5	0	72	72	1
交流の里おうごし	150	72	100	20	0	2	5	0	48	42	1
防災倉庫(教育会館)	750	72	0	10	1	2	0	0	516	75	1
坂出東部防災備蓄倉庫	10, 140	0	700	0	0	0	0	0	216	1, 024	0
坂出市役所防災倉庫	1, 785	0	0	0	0	0	0	96	0	0	0
計	21, 222	2, 820	3, 300	660	1	52	132	96	2, 166	2, 527	27

飲料水は、持ち運びの容易な 500ml ペットボトルにて配布し、2ℓ ペットボトルからじょうごを使用し補充する。坂出東部防災備蓄倉庫のアルファ米の列は長期保存食

2. トイレ

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

	組 立 式 便 器	便 所 用 テ ン ト	車 い す 対 応 テ ン ト	ト イ レ 用 手 す り	排 泄 物 処 理 袋	ゴ ミ 箱	固 液 分 離 式 ト イ レ	車 い す 対 応 固 液 分 離 ト イ レ	ト ラ ン ク 型 ト イ レ	ト イ レ ッ ト ペ ー パ ー	消 臭 ス プ レ ー
	台	張	張	式	枚	個	式	式	式	ロール	本
坂出小学校	0	0	0	0	0	0	1	1	0	120	4
坂出工業高等学校	0	0	0	0	0	0	1	1	0	120	4
坂出商業高等学校	0	0	0	0	0	0	1	1	0	120	4
附属坂出中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
坂出高等学校	0	0	0	0	0	0	1	1	0	120	4
附属坂出小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
坂出第一高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央体育館	0	0	0	0	0	0	1	1	0	120	4
市民ふれあい会館	0	0	0	0	0	0	1	1	0	120	4
坂出市立体育館	0	0	0	0	0	0	1	1	0	120	4
東部小学校	0	0	0	0	0	0	1	1	0	120	4
東部中学校	0	0	0	0	0	0	1	1	0	120	4
金山小学校	0	0	0	0	2,400	0	1	1	0	120	6
西庄小学校	0	0	0	0	1,200	0	1	1	0	120	6
林田小学校	0	0	0	0	1,920		1	1	0	0	4
加茂小学校	0	0	0	0	1,200		1	1	0	0	4
旧瀬居小学校	2	2	1	1	300	1	0	0	1	12	4
旧瀬居中学校	2	2	1	1	300	1	0	0	1	12	4
万葉会館	2	2	1	1	300	1	0	0	1	12	4
中央公民館与島分館	2	2	1	1	300	1	0	0	1	12	4
与島開発総合センター	2	2	1	1	300	1	0	0	1	12	4
旧岩黒小中学校	2	2	1	1	300	1	0	0	1	12	4
中央公民館櫃石分館	2	2	1	1	300	1	0	0	1	12	4
府中小学校	0	0	0	0			2	1	0	100	4
坂出中学校	0	0	0	0	1,440		1	1	0	120	6
川津小学校	0	0	0	0	2,400		1	1	0	120	6
白峰中学校	0	0	0	0	720		1	1	0	0	2
松山小学校	0	0	0	0	960		1	1	0	100	4
交流の里おうごし	2	2	1	1	900	1	1	1	0	32	4
防災倉庫(教育会館)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
坂出東部防災備蓄倉庫	0	0	0	0	3,360	0	0	0	9	748	0
坂出市役所防災倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	16	16	8	8	18,600	8	20	19	16	2,624	112

3. 衛生用品・その他

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

	紙おむつ (子ども用)			紙おむつ (大人用)		生理 用品	アルミ [°] ランケット	毛布	ロール マット	ラン タン
	S	M	L	小～ 中	大					
	枚	枚	枚	枚	枚					
坂出小学校	70	56	54	22	20	220	0	40	2	6
坂出工業高等学校	70	56	54	22	20	176	0	30	0	6
坂出商業高等学校	70	56	54	22	20	176	0	30	2	6
附属坂出中学校	70	56	54	22	20	0	0	0	0	0
坂出高等学校	70	56	54	22	20	176	0	30	2	6
附属坂出小学校	70	56	54	22	20	0	0	0	0	0
坂出第一高等学校	70	56	54	22	20	0	0	0	0	0
中央体育館	70	56	54	22	20	220	0	40	2	6
市民ふれあい会館	70	56	54	22	20	176	0	30	0	6
坂出市立体育館	70	56	54	22	20	308	0	50	2	6
東部小学校	70	56	54	22	20	308	0	60	2	6
東部中学校	70	56	54	22	20	308	0	60	2	6
金山小学校	84	66	54	22	20	440	0	80	2	6
西庄小学校	84	66	54	22	20	220	0	40	2	6
林田小学校	58	50	44	20	17	440	0	80	2	6
加茂小学校	58	50	44	20	17	242	0	45	2	6
旧瀬居小学校	70	56	54	22	20	44	0	10	2	6
旧瀬居中学校	70	56	54	22	20	44	0	10	2	6
万葉会館	70	56	54	22	20	44	0	10	0	6
中央公民館与島分館	70	56	54	22	20	44	0	10	0	6
与島開発総合センター	70	56	54	22	20	44	0	5	0	6
旧岩黒小中学校	70	56	54	22	20	44	0	10	2	6
中央公民館櫃石分館	70	56	54	22	20	44	0	10	2	6
府中小学校	70	56	54	22	20	550	0	100	2	6
坂出中学校	84	64	54	22	20	286	0	50	2	6
川津小学校	84	64	54	22	20	440	0	80	2	6
白峰中学校	58	50	44	20	17	286	0	50	2	6
松山小学校	58	50	44	20	17	308	0	55	2	6
交流の里おうごし	70	58	54	22	20	176	0	30	2	6
防災倉庫(教育会館)	54	42	36	20	17	1,664	0	450	0	36
坂出東部防災備蓄倉庫	0	0	0	0	0	0	5,500	0	0	0
坂出市役所防災倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,092	1,680	1,562	650	585	7,428	5,500	1,495	42	192

1 4 - 2 緊急物資の備蓄マニュアル

(香川県危機管理課)

1 目的

本マニュアルは、香川県地域防災計画に基づき、県が、発災から3日間における被災者の生命維持に最低限必要な物資等を計画的に備蓄すること等により、被災市町の行う物資供給活動等を支援し、更に県が行う応急救助に資することを目的とする。

2 備蓄に関する基本的な考え方(自助・共助・公助)

大規模災害等の発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには、県民や自主防災組織、事業所等が、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが最も重要であり、県及び市町は、県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進していくものとする。

(1) 県民による備蓄(自助)

ア 備蓄目標量について

大規模災害等の発災直後、被災地域では行政からの支援の手が行き届かない可能性が考えられることから、まずは被災者自身で自活するという備えが必要であり、食料や飲料水等の家庭備蓄を最低でも3日分、出来れば1週間分程度の備蓄に努めるものとする。

イ ランニングストックについて

日頃から使用している食料や飲料水、日用品等を少し多めに買い置きすることも有効な備蓄方法の一つである。米など、通常購入している保存性の良い食料等買い置きし、賞味期限等を考慮して計画的に消費し、消費した分は新たに購入するというランニングストックを行うなど無理のない備蓄に努めるものとする。

ウ 要配慮者に対する備蓄について

乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者が必要とする紙おむつや粉ミルク、哺乳瓶、医薬品などの物資は、保護者等がその確保に努める。また、食物アレルギーを持つ家族がいる場合などには、医療機関等により推奨され、家族の症状に応じた食料等の備蓄に努めるものとする。

(2) 地域等による備蓄(共助)

ア 事業所、病院、学校等における備蓄

大規模災害等の発災直後、事業所等は、建物や周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、また、救出・救助活動、消火活動、緊急輸送活動等、災害発生後に迅速かつ円滑に実施しなければならない応急活動に支障を生じさせないためには、従業員等を一定期間事業所内に留め置く必要がある。このため、従業員等の3日以上以上の食料や飲料水、日用品等の備蓄に努める。なお、集客施設を有する事業所等においては、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討する必要がある。

イ 自主防災組織等における備蓄

大規模災害等の発災時における救出・救助活動、消火活動、避難誘導、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう自主防災組織等の組織単位による資機材等の備蓄に努める。

(3) 市町及び県による備蓄(公助)

市町及び県による備蓄は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであり、市町及び県は、家庭等における備蓄の推進についての働きかけを推進していくこととする。しかしながら、災害により家屋が被災し、物理的に備蓄品が取り出せないことや、二次災害を予防するために備蓄品の取り出しを断念せざるを得ないことがある。市町及び県による公的備蓄は、そうした住民(避難者)に対応するために行うものとする。

公的備蓄の備蓄品目については、それぞれの必要性や緊急性等を考慮し、「発災初期における生命の維持及び生活レベルの維持」に係るものとする。

3 市町及び県による備蓄物資(公助)に関する基本的な考え方について

(1) 市町における備蓄

市町における備蓄は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであり、家庭等における備蓄の推進について働きかけを推進していくことを基本とする。但し、市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資につき、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水、日用品等の供給を行う責務を有していることから、地域の実情に応じた備蓄目標をたて、生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水、日用品等の備蓄に努めるとともに、避難所運営に必要な資機材等を現物備蓄や流通備蓄により確保するものとする。

ア 要配慮者等に対する配慮

市町は、乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮して避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

イ 分散備蓄、輸送体制の構築

市町は、発災時に被災者に対して迅速に必要な物資が配布できるよう、各避難所等への分散備蓄を推進すると共に、市町の二次(地域)物資拠点等からの物資輸送に関し、民間物流事業者の協力を視野に入れた輸送体制の構築に努める。

ウ 避難所運営資機材の備蓄

市町は、避難所における良好な生活環境の確保に向けて、仮設トイレ(トイレ薬剤)、発電機、投光器、通信施設、簡易ベッド、間仕切り等の避難所運営に必要なと判断される物資の備蓄に努める。

(2) 県における備蓄

県は、広域的な自治体として、市町が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や民間協定事業者への要請が困難になった場合などに備え、被災者の為に必要な物資について、市町を補完する立場で、現物備蓄や流通備蓄により確保するものとする。

ア 要配慮者等に対する配慮

県は、乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮しての避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

イ 分散備蓄、輸送体制の構築

県は、引き続き分散備蓄を進めると共に、発災時に、県の分散備蓄場所や一次(広域)物資拠点等から、被災者に対して迅速に必要な物資が配布できるよう、市町の二次(地域)物資拠点等への物資輸送に関し、民間物流事業者の協力を視野に入れた輸送体制の構築に努める。

ウ プッシュ型支援

東日本大震災など過去の大規模災害によれば、被害が甚大である場合、情報の寸断や、市町によっては自治体の行政機能が不全に陥り、県に対する必要物資の支援要請が行えないことが明らかとなった。県は、平常時から市町の備蓄場所・備蓄量等について、定期的に情報収集を行ない、市町からの要請を待たずに物資の供給を行ういわゆる「プッシュ型支援」を想定した備蓄に努める。

4 県備蓄物資の数値目標等について

本県における備蓄物資の数値目標の算定に当たっては、平成25年8月28日、本県で策定した「香川県地震・津波被害想定(第二次公表)」における避難所への避難者を基本とする。

同想定では、南海トラフを震源域とする地震・津波について、比較的発生頻度の高い地震・津波(以下L1とする)と、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度の極めて低いものであるが、仮に発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波(以下L2とする)の2つに分けて被害想定を算定している。本県における備蓄物資の数値目標は、「命を守ること」に主眼をおいて、L2に対応した備蓄を行うものとする。

【避難者数の推移】

	発災直後			1週間後			1ヵ月後		
	全体	避難所	避難所外	全体	避難所	避難所外	全体	避難所	避難所外
L1	59,000	35,000	24,000	12,000	7,100	4,800	20,000	6,000	14,000
L2	199,000	119,000	80,000	132,000	95,000	37,000	230,000	69,000	161,000

香川県地震・津波被害想定より抜粋

(1) 備蓄目標日数

4 日目以降は、国や他県等の救援物資が供給されると考え、発災後の 3 日分について、1 日分を県及び市町が協力して避難者数に応じた現物備蓄を行い、2 日分を協定等による流通備蓄により対応することとする。

(2) 備蓄品目

ア 備蓄品目について

(7) 食料及び飲料水

「命を守ること」に主眼を置き、発災初期における生命の維持に必要な食料として、食料(アルファ米、粉ミルク等)、飲料水を備蓄する。

そのため、なるべく水や燃料を必要とせず、長期間保存可能なものとし、備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

(4) 毛布及び生理用品、紙おむつ

家庭からの発災初期における持ち出しが困難な毛布類や、東日本大震災時に不足し、衛生面からも必要とされた生理用品、紙おむつについて備蓄する。

イ 備蓄品目毎の考え方について

○ 食料(主食)

目標量：避難所避難者数×食料需要者係数(1.2)×1 日分(3 食)÷2 (市町と等分)

※ 食料需要者係数とは、阪神淡路大震災の際、避難所へ食料を求めた避難者の割合(20%)

○ 調製粉乳

目標量：避難所避難者数×食料需要者係数(1.2)×0 歳児人口比(0.84%)×1 日分
(140g(28g×5 回/日))÷2 (市町と等分)

○ 飲料水

目標量：避難所避難者数×食料需要者係数(1.2)×1 日分(3.))÷2 (市町と等分)

○ 毛布(アルミブランケット)

目標量：(避難所避難者数－流通備蓄見込量)×1 枚÷2 (市町と折半)

○ 生理用品

目標量：避難所避難者数×10 歳から 60 歳までの女性比率(27.9%)×1 パック×生理中の割合
(7/30)÷2 (市町と折半)

○ 紙おむつ(大人用)

目標量：避難所避難者数×寝たきり高齢者人口比率(0.5%)×1 日分(8 枚)÷2 (市町と折半)

○ 紙おむつ(子供用)

目標量：避難所避難者数×0～2 歳児人口比率(2.5%)×1 日分(8 枚)÷2 (市町と折半)

(3) 備蓄品目毎の備蓄目標量

以上の算定に関する基本的な考え方を踏まえ、算定した県における備蓄品目毎の目標量については、次表のとおりである。

品名	単位	目標数	既備蓄量※	追加必要量	備考
食料(主食)	食	214,950	36,000	178,950	要配慮者向け・アレルギー対応の備蓄を考慮
調整粉乳	kg	85	14	71	アレルギー対応の備蓄を考慮
飲料水	ℓ	214,950	33,000	181,950	
毛布(アルミブランケット)	枚	58,145	10,062	48,083	
生理用品	パック	3,886	2,515	1,371	
紙おむつ(大人用)	枚	2,388	823	1,565	
紙おむつ(小人用)	枚	11,939	2,736	9,203	

※ 既存備蓄については、平成 17 年 3 月に公表の「香川県南海地震被害想定調査」に基づき備蓄したもの。

(4) 整備目標期間

平成 27 年から平成 29 年度までの 3 年間で、計画的な整備に努める。

5 備蓄物資の保管について

備蓄物資の保管にあたっては、被災者に迅速に物資を提供するため、保管場所の被災による物資の滅失リスクを低減するために、想定される避難者の割合に応じて分散して備蓄することとする。

また、備蓄物資の保管場所は、耐震性があること、津波・洪水等の際に浸水しないこと、必要な際に搬出がし易いこと等に配慮して選定することとする。

6 備蓄物資の更新について

県は、備蓄物資の備蓄目標量を維持できるよう、賞味期限等の保存期間を有するものについては計画的に備蓄物資の更新を行うものとする。なお、災害時に供給することなく保存期限が近付いた備蓄物資は、保存期限満了前に、県の総合防災訓練等において配布する等の方法により、県民の防災意識向上のため、利活用するものとする。

7 協定による物資調達(流通備蓄)について

(1) 基本的な考え方

災害発生時に物資の迅速な調達を可能とするため、民間事業者等と物資の優先供給に係る協定締結に努める。大規模災害発生時には、協定締結先が被災することも視野に入れ、多彩な調達先の確保に努めることとする。

(2) 調達物資のニーズの把握

避難所等で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮した物資の調達を行うものとする。

(3) プル型支援

大規模災害発生直後において、情報が寸断し、市町の行政機能が低下した場合には「プッシュ型支援」は有効であるが、プッシュ型支援を継続することは、市町の二次（地域）物資拠点等における在庫物資の滞留を招く虞がある。

そのため、市町の行政機能の復旧に合わせて、被災者ニーズの的確な把握に努め、適切な量と品質の物資を確実に届ける「プル型支援」に移行することとし、被災者ニーズを見据えた協定先からの物資調達に努めることとする。

8 県備蓄物資の配分について

(1) 基本的な考え方

災害発生時には、市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資につき、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水、生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、市町が一義的な責任を負うものとする。

県は、市町を補完する立場として物資を備蓄し、市町の現物備蓄・調達物資が不足する場合、市町は、県に対して物資の供給要請を行い、県は、その要請に基づき、県の保有する備蓄物資等を、原則として市町が設置した二次(地域)物資拠点へと搬送するものとする。

(2) プッシュ型支援

東日本大震災など過去の大規模災害によれば、被害が甚大である場合、情報の寸断や、市町によっては自治体の行政機能が不全に陥り、県に対する必要物資の支援要請が行えないことが明らかとなったことから、県は、市町の物資の需要に関する情報収集を行い、必要とされる物資を予測して、必要があると認められる場合には、市町からの要請を待たずに物資の供給を行う「プッシュ型支援」を行うものとする。

(3) 市町と県の情報共有

市町及び県は、「プッシュ型支援」を想定して、平常時から、県が、備蓄場所・備蓄量等について定期的に調査を行なうなど、備蓄物資に関する情報が最新のものとなるよう情報共有に努めるものとする。

9 職員用備蓄について

(1) 基本的な考え方

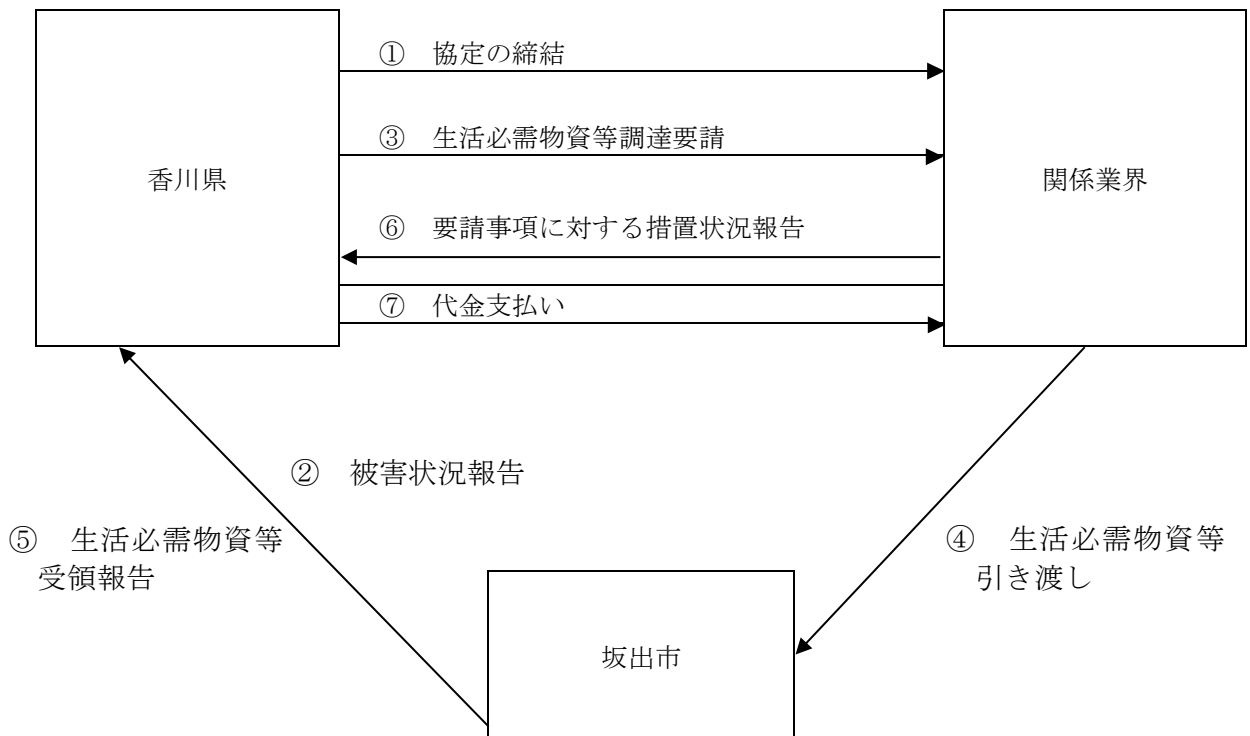
県職員は、大規模災害発生時には登庁時に可能な限り各自で2～3日分の食料、飲料水を確保した上で参集することとされている。しかしながら、勤務時間中に発災する虞もあることから、県職員は、あらかじめ各自で職場に食料等を備蓄しておくとともに、県は、被災市町に対する支援物資の備蓄に加えて、災害対応や非常時優先業務に従事する職員に対して、必要最小限度の食料及び飲料水を備蓄するものとする。

以下略

1 4 - 3 生活必需物資等の調達方法

(香川県経営支援課)

- ① 県と関係業界との間で生活必需物資等の調達に関する協定を締結(平常時)
- ② 市から県に対し被害状況報告
- ③ 県から関係業界に対し生活必需物資等の調達要請
- ④ 関係業界から市に対し生活必需物資等の引き渡し
- ⑤ 市から県に対し生活必需物資等の受領報告
- ⑥ 関係業界から県に対し要請事項に対する措置状況の報告
- ⑦ 県から関係業界へ代金の支払い



1 4 - 4 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(抄)

制 定 平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知
最終改定 平成30年4月2日付29政統第2014号政策統括官通知

第4章 政府所有米穀の販売

I 通常時の販売

第11 災害救助法および国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡し体制整備

- (1) 政策統括官は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。)または市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が発動され、救援を行う場合

- (2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 政策統括官が、知事または市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする

イ 知事は、災害救助用米穀を政策統括官から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、政策統括官が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保および金利を徴しない

- (イ) (1)のアの場合は、30日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内)であって政策統括官と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき政府が緊急災害対策本部または非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、政策統括官がやむを得ないと認めること。

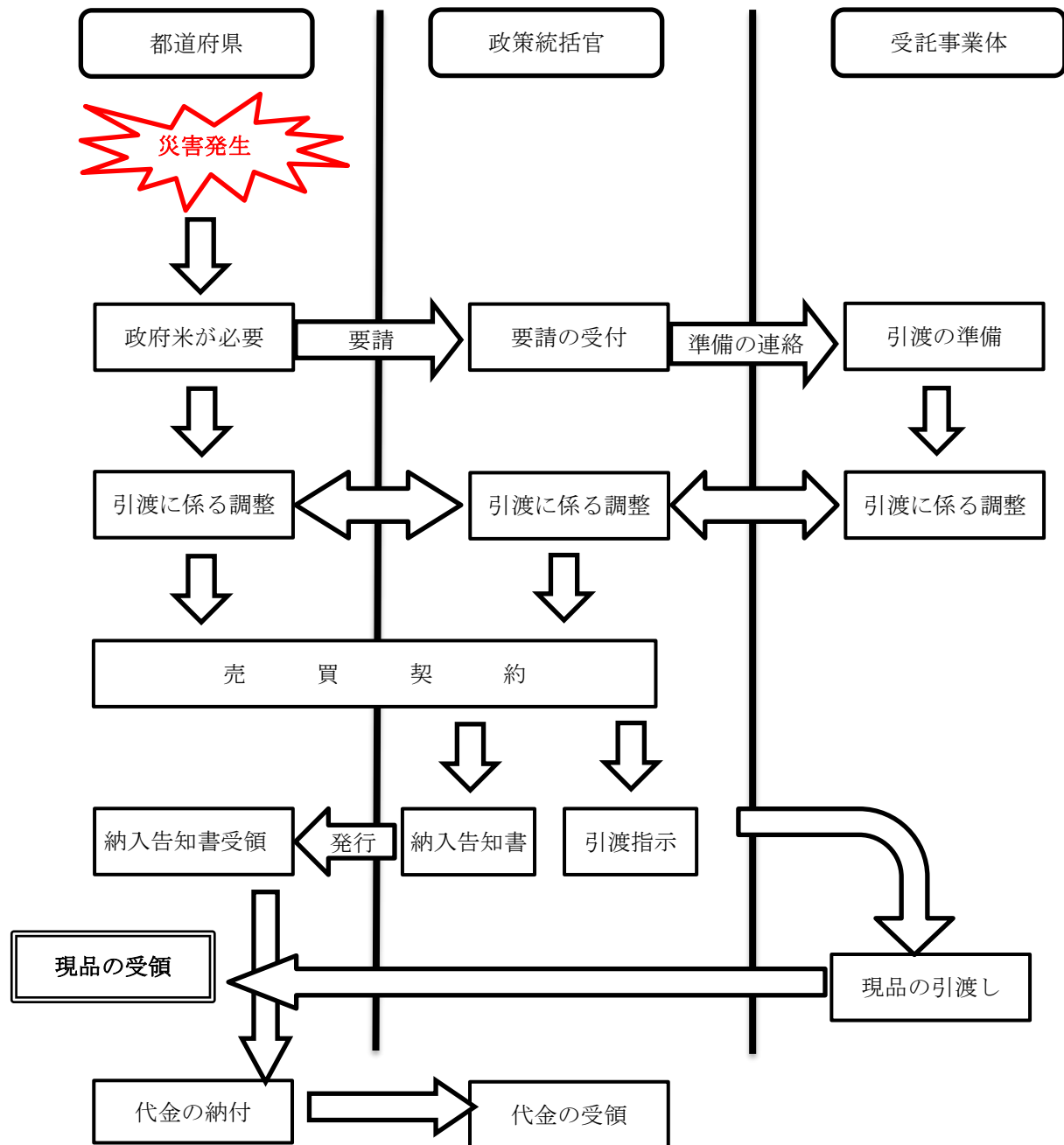
- (イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって政策統括官と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

政策統括官は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

- (1) 政策統括官は、災害救助用米穀を知事または市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書(案)様式4-20)により契約を締結する。
- (2) 政策統括官は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事または知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。
- (3) 政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、政策統括官は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買民委-15 契約書(案)(様式4-24)により契約を締結するものとする

災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー



※ 代金の納付期限は、30日以内または、3ヶ月以内で政策統括官と知事が協議して決定

1 4 - 5 災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知(以下「要領」という。))第 4 章 I 第 11 に基づき、都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)から要請があった災害救助用米穀の引渡方法等の具体的な手続きについては、下記のとおりとする。

記

1 災害救助用米穀の引渡要請

- (1) 知事又は市町村長は、要領第 4 章 I 第 10 の 1 の(1)に基づく災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農林水産省政策統括官(以下「政策統括官」という。)に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。
- (2) 具体的には、都道府県又は、市町村担当者は、政策統括官付貿易業務課担当者(別紙 1)(以下「貿易業務課担当者」という。)に対し、「災害救助用米穀の引渡要請書」(別紙 2)(以下「要請書」という。)に基づく情報(希望数量、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等)を電話で連絡するとともに、併せて F A X 又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。
- (3) 上記(1)の場合にあって、市町村が直接、政策統括官に引渡要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。
- (4) 貿易業務課担当者は、都道府県又は市町村担当者から要請者の送付があった場合、該当する地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の担当者(以下、「地方農政局等担当者」という。)に対し、要請書の写しを送付する。
- (5) この他、知事又は市町村長は、災害救助用米穀の供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により都道府県又は市町村担当者が要請書に基づく情報を貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあっては、(2)又は(3)の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を地方農政局等担当者に連絡することができる。この場合において、地方農政局等担当者は、当該要請書に基づく情報について遅滞なく貿易業務課担当者に連絡するものとする。

2 災害救助用米穀の引渡方法等の決定

政策統括官は、1 の(1)の要請があった場合、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者(以下「受託事業者」という。)及び知事又は市町村長と連絡調整を行い、災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

3 災害救助用米穀の売買契約の締結

- (1) 売買契約の締結にあたっては、要領に基づき政策統括官と知事との間で締結することとなる。
- (2) 具体的には、貿易業務課担当者は、2 の調整の終了後速やかに、引渡す災害救助用米穀の品種、数量等を記入した売買契約書(添付の売買契約書を参照)を都道府県に 2 部送付する。
- (3) 都道府県担当者は、(2)で送付された売買契約書の内容を確認し、知事の記名、押印の上、貿易業務課担当者に 2 部返送する。
- (4) 貿易業務課担当者は、(3)で返送された売買契約書について、政策統括官の記名、押印を行い、1 部を都道府県担当者に送付する。
- (5) 貿易業務課担当者は、売買契約の締結後、速やかに受託事業者に災害救助用米穀の引渡しの指示及び納入告知書の発行に係る手続きを行う。
- (6) この他、1 の(5)の場合において、政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と売買契約を締結するいとまがないと認めるときは、(2)又は(4)までの規定にかかわらず、売買契約の締結前であっても受託事業者に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引渡すよう指示することができる。この場合において、貿易業務課担当者は、当該米穀の引渡し後遅滞なく(2)から(4)までの規定に基づく売買契約を締結するものとする。

4 災害救助用米穀の引渡し

受託事業体は、政策統括官から指示された内容に従って、知事に対し、2で決定した引渡方法等により災害救助用米穀を引渡す。

5 災害救助用米穀の販売代金の納付

知事は、政策統括官から送付される納入告知書により販売代金を納付する。

なお、納付期限は、要領第4章Ⅰ第10の1の(2)エの規定に基づき、納入告知書の発行日から、30日以内または3か月以内とする。